

制定日	令和 8 年 2 月 18 日
改定日	-
版数	Ver. 1

## オーガニックソルト認証規格

### 序文

本規格は、生産・提供されるオーガニックソルトの安全性、品質、環境調和及び消費者信頼を確保するため、国際的オーガニック基準（JAS、EU オーガニック、USDA Organic）の基本理念を参照しつつ、第三者認証取得の基準を明文化したものである。特に、自然塩および伝統的製法による製塩を尊重し、持続可能な生産と厳格な品質管理を推進する。

### 1. 総則

#### 1.1 (目的)

本規格は、自然由来の塩を対象とし、化学的処理又は工業的精製を伴わない製法により生産される「オーガニックソルト」について、その原料、製造方法、品質基準、製造管理及び表示等に関する要件を定めることにより、当該製品の自然性、真正性及び品質の確保を図るとともに、消費者の信頼を確保し、持続可能な製塩文化及び環境調和型生産の推進に資することを目的とする。

#### 1.2 (適用範囲)

本規格は、各国の有機関連法令又は公的有機認証制度を代替するものではない。輸出又は国際取引においては、輸出先国の食品表示法令、有機関連法令その他の法規制を優先して遵守しなければならない。

- 1.2.1 本規格は、日本国内外において生産される塩製品のうち、1.3 に定義するオーガニックソルトとして認証を受けようとする製品に適用する。
- 1.2.2 本規格は、原料の採取又は採掘から、製造、加工、包装、表示に至るまでの工程を対象とし、当該工程に関与する事業者及び製造施設に適用する。
- 1.2.3 本規格は、オーガニックソルトとしての製法及び品質に関する要件を定めるものであり、食品安全に関する一般的要求事項を代替するものではない。認証事業者は、事業規模及び製造形態に応じて、食品衛生法その他の関連法令を遵守するとともに、必要に応じて、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理又はこれと同等の管理を行うことが望ましい。
- 1.2.4 原料採取、製造、加工、包装その他の工程の全部又は一部を外部に委託する場合、当該委託工程についても本規格の要求事項が適用されるものとし、認証事業者は、委託先の管理及び適合性について責任を負わなければならない。
- 1.2.5 本規格に適合しない製造方法又は工程を一部に含む製品については、当該部分を含

めてオーガニックソルトとして表示又は認証することはできない。

### 1.3 (用語の定義)

本規格において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

#### 1.3.1 オーガニックソルト

自然由来の塩水又は岩塩を原料とし、化学的合成、精製又は再結晶を伴わず、自然性を尊重した方法により生産された塩をいう。

#### 1.3.2 物理的处理

化学反応を伴わず、物質の化学組成を変更しない操作（蒸発、乾燥、粉碎、篩別、補助的加熱、水のみを用いた水洗等）をいう。

#### 1.3.3 化学的处理

化学反応、化学薬品、溶媒（※水を除く）又は工程助剤を用いて、物質の性状又は組成を人為的に変更する処理をいう。

#### 1.3.4 再結晶

一度結晶化した塩を溶解し、再度結晶化させる工程をいう。

#### 1.3.5 精製

不純物の除去又は特定成分の濃縮を目的として、工業的操作により塩の組成を高度に均質化する工程をいう。

#### 1.3.6 伝統的製法

地域的又は歴史的に継承されてきた製塩方法であり、工業的効率化を主目的としない工程をいう。

#### 1.3.7 認証製品

本規格に適合し、認証を受けた製品をいう。

#### 1.3.8 望ましい

本規格において「望ましい」と表現される事項は、必須要件ではないが、認証事業者の取組として推奨されるものである。

### 1.4 (基本原則)

1.4.1 オーガニックソルトは、自然の循環及び生態系を尊重し、最小限の介入による製造を基本とする。

1.4.2 製造工程は、非精製・非再結晶・非工業的制御を原則とする。

1.4.3 本規格における「オーガニック」とは、農産物に適用される有機農業の概念を直接適用するものではなく、化学的处理又は工業的精製を排除し、自然由来の原料及び伝統的・非工業的製法を尊重することにより、製品の自然性、真正性及び製造工程の完全性（プロセス・インテグリティ）を確保するという考え方に基づく概念をいう。

## 2. 原料および製造方法

### 2.1 (認められる原料)

#### 2.1.1 海水、塩湖水、地下かん水

原料水は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1)有害重金属（鉛、銅、カドミウム、水銀、ヒ素等）が、適用される食品安全関連法令に基づく規定の上限値を超えないこと。
- (2)農薬、工業化学物質その他の有害汚染物質が、適用される食品安全関連法令に基づく基準又は一般に認められた分析方法による検出限界を超えて含まれないこと。
- (3)微生物学的に、食品安全関連法令に基づく基準に照らし、問題となるレベルの汚染が認められないこと。

#### 2.1.2 岩塩

岩塩は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1)地質学的に安定し、工業汚染の影響を受けていない鉱床に由来するものでなければならない。
- (2)採掘、粉碎、洗浄、選別等の物理的処理に限り使用できる。
- (3)化学的処理を施してはならない。

#### 2.1.3 海藻（藻塩用途に限る）

海藻は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1)海藻採取域は、環境汚染の影響を受けていないこと。
- (2)使用する海藻は、天然採取又は有機的管理下のものが望ましい。
- (3)海藻は、ミネラル供与目的に限定し、主原料の代替としてはならない。

### 2.2 (認められる製造方法)

次に掲げる工程は、物理的方法として認める。

#### 2.2.1 天日、風力、自然温度を利用した蒸発及び乾燥

#### 2.2.2 平釜等による補助的加熱結晶化

#### 2.2.3 粉碎、破碎、篩別、選別、混合、粒度調整

#### 2.2.4 水のみを用いた洗浄及び沈降分離（不溶物除去を目的とするものに限る）

#### 2.2.5 海藻の浸漬または煮詰め。但し次の条件に適合すること。

- (1)海水又は塩水への浸漬
- (2)水のみを用いた煮詰め又は加熱濃縮
- (3)酸・アルカリ等による化学抽出は禁止する。
- (4)焼成灰の使用は、海藻等の天然原料由来のものに限り、伝統的製法として限定的に認める。
- (5)藻塩は、海藻由来の成分特性を踏まえ、通常の食用において健康上の懸念を生じ

させないよう配慮して製造されていること。

### 2.3 (加熱工程の条件)

2.3.1 加熱工程は、天日、風力又は自然温度による蒸発を補完する目的に限定して、常圧下で行う場合に限り認める。

2.3.2 次のいずれかに該当する場合、当該工程は本認証において不適合とする。

(1)再結晶又は精製を目的とする場合

(2)真空装置又は連続濃縮設備を用いる場合

(3)工業塩と同等の純度又は均質化を目的とする場合

2.3.3 前各項の規定にかかわらず、次のすべての条件を満たす場合に限り、圧力条件の変化を伴う低温物理的分離工程を例外的に認めることができる。当該工程の適否は、認証審査において認証機関が判断する。

(1)当該工程が再結晶又は精製を目的としないこと。

(2)化学薬品、工程助剤、分離膜又は添加水を使用しないこと。

(3)連続式濃縮設備ではなく、バッチ式であること。

(4)工程温度が、原料由来成分の変性を招かない範囲として 40°C以下で管理されていること。

(5)当該工程の目的、設備構成、運転条件及び記録が文書化され、認証審査において非工業的性格が確認できること。

### 2.4 (禁止される製造方法)

次に掲げる製造方法は、本認証において禁止する。

2.4.1 真空蒸発、減圧濃縮その他、人為的に圧力条件を制御し、減圧条件下で蒸発又は結晶化を行う工程。ただし、2.3.3に定める条件を満たす低温物理的分離工程は、この限りでない。

2.4.2 塩を一旦溶解した後、再結晶させることを目的とした工程（再溶解再結晶）。

2.4.3 イオン交換、膜分離、化学沈殿、電気透析その他、成分の分離又は調整を目的とする化学的又は化学工学的処理。

2.4.4 酸、アルカリその他の化学薬品を用いた抽出、精製、中和又は洗浄工程。

2.4.5 食品添加物、精製補助剤、再結晶促進剤その他、製品の純度、均質性又は外観を人工的に調整することを目的とした物質の使用。

2.4.6 工業塩又はこれに準ずる精製塩を原料として使用すること。

2.4.7 前各号に掲げるもののほか、工業塩と同等の純度又は均質化を意図した製造方法。

## 3. 品質基準

### 3.1 (成分)

### 3.1.1 塩化ナトリウム含有率

- (1)天日・平釜製塩、概ね 77～97%
- (2)藻塩・海藻加工塩、概ね 85～95%
- (3)岩塩、概ね 95～99%

※「概ね」とは、原料特性及び製造条件に起因する自然な変動を考慮した合理的範囲をいう。当該範囲の適否は、製造方法及び工程管理の適合性を踏まえて総合的に判断する。

### 3.1.2 カリウム、マグネシウム、カルシウム等の天然由来ミネラルが保持されていること。

### 3.1.3 藻塩は、海藻由来の成分特性に起因する色調及び香気について、天然由来の特性として許容する。

## 3.2 (不純物)

### 3.2.1 鉛、銅、カドミウム、水銀、ヒ素等の有害重金属類

- (1)鉛 1mg/kg 以下
- (2)銅 1mg/kg 以下
- (3)カドミウム 0.2mg/kg 以下
- (4)水銀 0.05mg/kg 以下
- (5)ヒ素 0.2mg/kg 以下

### 3.2.2 ガラス、金属片、プラスチック片等の異物が混入してはならない。

### 3.2.3 微生物

- (1)大腸菌群 陰性
- (2)一般生菌数 300cfu/g 以下（湿潤工程又は海藻加工工程を含む製品に適用）

※一般生菌数の基準は、塩そのものの保存性又は腐敗リスクを評価するものではなく、湿潤工程又は海藻加工工程等に起因する二次汚染の有無及び衛生管理状態を確認するための指標として設定したものである。

## 4. 製造管理及び記録

### 4.1 (トレーサビリティ・ロット管理)

- 4.1.1 原料採取から出荷までの全バッチ（ロット）履歴を記録すること。
- 4.1.2 採取日、加工日、出荷日を明確に記録すること。
- 4.1.3 出荷記録は、出荷の日から最低3年間保持すること。
- 4.1.4 製品には一意のロット番号を付与し、トレーサビリティを確保すること。
- 4.1.5 バッチサンプルは最低1年間保存すること。
- 4.1.6 本規格に基づき作成・保持される記録の保存期間については、本規格に定める期間を最低期間とし、関係法令又は取引条件等により、これより長い保存期間が定められている場合には、当該期間を優先して適用しなければならない。

## 4.2 (衛生管理)

- 4.2.1 認証事業者は、事業規模及び製造形態に応じて、HACCP の考え方を基本とし、ISO22000、FSSC22000 等の食品安全マネジメントシステムを参考として、衛生管理体制を構築・維持することが望ましい。
- 4.2.2 食品衛生法第5条（清潔衛生の原則）、第6条（不衛生食品等の販売等の禁止）に関する内容に準拠して、原料採取、製造、貯蔵及び運搬は清潔かつ衛生的に、また安全に行なわれなければならない。
- 4.2.3 異物の混入防止を目的とした、品質管理、衛生管理、設備管理に関するルールを文書化し、維持しなければならない。
- 4.2.4 原料となる海水、岩塩及び海藻は、異物及び汚染がない状態で管理されなければならない。
- 4.2.5 最終工程での異物のチェック及び除去を適切に実施しなければならない。
- 4.2.6 鳥害、虫害の防止対策を講じなければならない。
- 4.2.7 衛生記録は、製造記録と併せ出荷の日から最低3年間保持すること。
- 4.2.8 使用する容器・包装資材は、食品衛生法、関連法令に準拠しなければならない。

## 4.3 (環境保全及び持続可能性)

- 4.3.1 製塩活動は、地域生態系の保全及び水資源の持続的利用に配慮して行わなければならない。
- 4.3.2 採取地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
  - (1) 3.2.1 に定める有害重金属類の基準
  - (2) 海水の採取及び藻類の採取にあつては、水産用水基準（2018年、公益社団法人日本水産資源保護協会）※上記の基準に適合していることを実証できる検査成績書を保持すること。検査の頻度は、初回認証審査時及び周辺環境の変化が認められた時、又は認証機関が要求した時に実施しなければならない。
  - (3) 採塩に伴う廃棄物、排水等は適切に処理しなければならない。

## 4.4 (労働環境)

採掘・採取現場の労働条件（安全衛生、賃金水準、児童労働の禁止など）について、ILO 条約や各国の労働法令に適合しなければならない。

## 5. 表示およびロゴの使用

本認証表示又はロゴは、各国の法令に基づく有機認証を取得しているかのような誤認を生じさせてはならない。

## 5.1 (表示)

国内流通の場合は国内、輸出の場合は輸出国の法律に定める表示基準に従うこと。

### 5.1.1 表示事項

- (1)製造地（国・地域名）
- (2)原料の種類（海水、湖水、岩塩等）
- (3)藻塩は、原料の種類（海水、海藻名）および採取地を明記する。
- (4)製造方法（天日、平釜等）
- (5)藻塩は、製品名称に「藻塩」使用可。

### 5.1.2 禁止事項

- (1)疾病の予防・治療を標榜する表示
- (2)「完全無害」「万能」その他科学的根拠のない表示
- (3)誤解を招く誇張的表現

### 5.1.3 認証ロゴマーク

- (1)ロゴマークを表示できるのは、認証取得後に限る。
- (2)オーガニックソルト認証マークを表示できるのは、全基準を満たした製品のみとする。
- (3)ロゴマークの初版作成は、認証機関に事前通知し、承諾を得なければならない。
- (4)ロゴマークの保管は適切に行い、使用数及び在庫数を記録し、毎年年度審査時に認証機関が確認する。

## 6. 附則

### 6.1 (再結晶の解釈に関する補足)

本規格において禁止される「再結晶」とは、製品又は半製品として一度結晶化した塩を、意図的に水等に溶解し、成分の選別、純度向上、均質化又は外観調整等を目的として、再度結晶化させる工程をいう。

なお、次に掲げる行為は、当該再結晶には該当しない。

- 6.1.1 同一製造バッチ内において、平釜、結晶槽その他の製造設備に付着した結晶塩を、再溶解することなく物理的に回収し、当該製造工程に戻す行為。
- 6.1.2 前回製造バッチにおいて発生した結晶塩又は製造残渣を、再溶解することなく、原料水、製造方法、加熱条件等が同一である後続製造バッチの煮詰又は蒸発工程に投入する行為。
- 6.1.3 結晶化工程の途中において、自然な工程進行の一部として結晶塩が一時的に溶解又は再析出する現象であって、独立した再加工工程を構成しないもの。

### 6.2 (例外適用の条件)

前項 6.1 に掲げる行為は、次のすべての条件を満たす場合に限り、本規格に適合する

ものとして認められる。

- 6.2.1 当該行為の目的が、資源の有効利用又は製造歩留まりの確保に限定されていること。
- 6.2.2 成分組成、純度、均質性、結晶形状又は外観の人為的調整を目的としていないこと。
- 6.2.3 化学薬品、工程助剤又は添加水を用いた意図的な溶解工程を伴わないこと。
- 6.2.4 ロット管理及び製造記録により、当該行為の範囲及び条件が明確に追跡可能であること。

### 6.3 (不適合とみなされる行為)

次に掲げる行為は、再結晶又は工業的再加工とみなし、本規格において不適合とする。

- 6.3.1 製造残渣又は付着塩を意図的に溶解した上で、再度結晶化させる工程。
- 6.3.2 再結晶を前提として設計された再処理工程又は専用設備を用いる行為。
- 6.3.3 成分調整、純度向上、均質化又は外観改善を目的として製造残渣を利用する行為。
- 6.3.4 原料水又は製造条件が異なるバッチ間で、製造残渣を混合する行為。

### 6.4 (伝統的製法との関係)

本附則に定める例外規定は、伝統的製塩において歴史的に行われてきた工程内循環及び資源の有効利用を否定するものではない。一方で、工業的効率化又は製品の高度な均質化を目的とする再加工行為を排除し、製造工程の完全性（プロセス・インテグリティ）を確保することを目的とするものである。

### 6.5 (規格の見直し)

本規格及び本附則は、社会的要請、科学的知見及び国際動向を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。